

186. 県民所得に対する税負担……(昭和30~38年度)

国税は東京国税局、県税は税務課、市町村税は地方課の資料により統計課において算出作成した。

年 度	県民所得	国 税		県 税		市 町 村 税		県 民 1 人 あ た り 税 額 (円)			
		税 額	負担率	税 額	負担率	税 額	負担率	計	国 税	県 税	市町村税
昭和30年度	百万円 142 725	百万円 10 229	% 7.2	百万円 2 117	% 1.5	百万円 4 270	% 3.0	7 535	4 638	960	1 937
31	155 259	10 750	6.9	2 418	1.6	4 775	3.1	8 064	4 831	1 087	2 146
32	171 925	10 562	6.1	2 799	1.6	4 821	2.8	8 131	4 723	1 252	2 156
33	176 017	10 218	5.8	3 037	1.7	5 228	3.0	8 181	4 523	1 344	2 314
34	208 612	10 934	5.2	3 817	1.8	5 905	2.8	9 052	4 792	1 673	2 587
35	247 486	14 046	5.7	4 751	1.9	6 736	2.7	11 072	6 091	2 060	2 921
36	305 106	18 042	5.9	6 181	2.0	8 118	2.7	13 745	7 668	2 627	3 450
37	368 230	18 649	5.1	8 598	2.3	10 677	2.9	15 677	7 709	3 554	4 414
38	458 440	22 797	5.0	10 991	2.4	12 357	2.7	18 532	9 155	4 414	4 963

- 注) 1. 「県民1人あたり税額」にもちいた人口は国勢調査人口または推計人口。
 2. 国税は県内税務署で取扱った徴収決定額に本県より東京都へ通勤する勤労者の所得から源泉徴収される所得税(推計)をプラスした額から、東京都より県内へ通勤する勤労者の所得税(推計)をマイナスしたものを国税額とした。なお、推計所得税は県統計課において推計したものである。

資 料 統 計 課

187. 県 有 財 産……(昭和38年)

この表は1月31日現在の数である。

項		単 位	数 量	項		単 位	数 量					
土	地	a	222 607	立	木	-	-					
敷	地	"	29 829	樹	木	本	25 919					
宅	地	"	6 455	材	積	石	1 257 286					
耕	地	"	9 763	工	作	物	個	3 500				
森	林	地	169 500	機	械	器	具	"	715			
原	野	"	108	車		両	両	567				
牧	野	"	5 933	船		隻	隻	38				
池	沼	"	63	鉏	業	権	a	564 451				
雑	種	地	956	採	石	権	"	871				
				電	話	加	入	権	件	478		
建	物	m ²	710 804	地	上	権	"	198 940				
事	務	所	建	積	立	金	穀	千 円	758 215			
住	宅	建	"	株		券	"	211 940				
工	場	建	"	出	資	証	券	"	49 500			
倉	庫	建	"	そ	の	他	の	債	券	"	22 399	
雑	屋	建	"	出	資	に	よ	る	権	利	"	400

資 料 財 政 課 「千葉県財政提要」